

附則

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十五条及び第三十条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 整備法附則第六条第一項の規定により研究機構が同項に規定する特例業務を行う場合における第十五条の規定による改正後の共通事項政令第一条の規定の適用については、同条第二号中「業務」とあるのは「業務及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）第一条の規定による改正前の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第六号に掲げる業務（当該業務に係る同項第九号に掲げる業務を含む。）（いづれも）」と、「及びこれに」とあるのは「並びにこれらに」とする。

（電波法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 研究・教育機構は、第十七条の規定による改正前の電波法施行令第十五条第五号に掲げる独立行政法人がこの政令の施行の日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法（昭和二十五年法律百三十一号）第四百条第一項の政令で定める独立行政法人とみなす。

（水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部改正）

第四条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十四条の改正規定を次のように改める。

第五十四条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

第十三号 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）

附則第六条のうち放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第二十号の三の改正規定を次のように改める。

第二十号の三中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	山本	早苗
財務大臣	麻生	太郎
文部科学大臣	馳	浩
厚生労働大臣	塩崎	恭久
農林水産大臣	森山	裕
経済産業大臣	林	幹雄
国土交通大臣	石井	啓一
環境大臣	大塚	珠代

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第十四号中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同表第十八号中「第十八条第二項」を「第十九条第一項」に改め、同表第二十号中「第四十二条」を「第四十三条第一項」に改め、同表第二十一号中「第四十二条第二項」を「第四十三条第一項」に改め、同表第二十六号中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）次項において「整備法」という。の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 整備法附則第五条の規定によりなお従前の例によりされた不服申立てについて次に掲げる規定による諮問が行われるときにおける行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令別表の規定の適用については、なお従前の例による。

一 整備法第五十六条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条

二 整備法第五十九条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）第十八条第二項

三 整備法第六十三条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条

四 整備法第六十四条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第二項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十八号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項、第三項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とする。

第十二条中「規定は」を「規定は、」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一項中「又は第九号」を「若しくは第九号又は前条第十項」に改め、同項第五号ただし書中「前条一」を「第九号」に改め、同条第二項中「については」を「には」に、「規定は」を「規定は、」に改め、同条を第十一条とする。